

## 第5回 城島小学校統合準備協議会

■日時：令和3年2月25日（木） 書面会議

■場所：

### 1 協議事項 - 資料1

- (1) 統合式の実施について
- (2) 統合後の検証組織について
- (3) スクールバス運行基本方針について

### 2 報告事項

- (1) 下田小学校及び浮島小学校の施設の利活用について

### 3 その他

事務局：久留米市教育委員会 学校教育課  
電話：0942-30-9217 FAX:0942-30-9719  
メール: gakkyo@city.kurume.fukuoka.jp

城島小学校統合準備協議会 委員名簿

◎：会長、○：副会長

区分	氏名	所属
保護者	◎小野 伸二郎	城島小学校 PTA 顧問
〃	宮原 義彦	城島小学校 PTA 会長
〃	庄村 文彦	城島小学校 PTA 副会長
地域住民	○平原 吉康	城島校区まちづくり創造会議 会長
〃	中園 雄介	城島校区まちづくり創造会議 副会長
〃	木下 茂敏	城島校区まちづくり創造会議 副会長
学校職員	樋口 恵子	城島小学校 校長
その他	秦 美樹	久留米市教育委員会 部長
〃	松野 誠彦	城島総合支所 支所長

## 久留米市立城島小学校の統合式の実施と統合後の検証組織について

### 1 統合式の実施について

#### (1) 概要

令和3年4月1日に久留米市立城島小学校と下田小学校及び浮島小学校が統合することに伴い、児童や教職員の新たな学校づくりへの機運を高めていくための節目として、統合式を実施します。

#### (2) 日時及び場所

- 令和3年4月6日（火曜日） 午前中
  - \* 令和3年度の「始業式」と同じ日を予定しています。
- 久留米市立城島小学校 体育館（城島町城島320）

#### (3) 内容等

児童を主体とした内容で、保護者・地域・学校と現在調整しています。

##### 【保護者部会】

(補足説明)

- ・始業式前に30分程度で実施し、引き続き始業式を行う。
  - ・教育長挨拶、校長挨拶及び、3校年表除幕式等を実施する。
  - ・来賓等は招かず、地元市議や城島校区代表に立会人として参加して頂く。
- (質問等)・・・特に無し。

### 2 統合後の検証組織について

#### (1) 概要

これまで保護者・地域・学校・市・市教育委員会で構成する「小学校統合準備協議会」を3校に設置し、学校統合に向けた協議や準備を進めてきました。統合後においても、現行の組織体制を維持し、必要な協議を継続していきます。

#### (2) 協議事項等

通学に関する事項（スクールバスの運行等）など、統合前に協議会で決定した事項の検証や新たな課題などについて協議します。なお、組織の名称などの詳細は、今後、検討する予定です。

##### 【保護者部会】

(質問等)

- ・何を検証するのか。⇒主に統合に向けて整備した学校施設や職員体制等。
- ・3校区で協議した方が良いのではないか。⇒内容次第。地域との連携やバス運行については校区ごとになると想定。
- ・いつまで続けるのか。⇒検証等の必要性が無くなるまで。状況に合わせて組織の人数変更や一本化はあり得ると想定。

### 3 スクールバス運行基本方針について（別紙下線部追記）

小学校統合時点において、校区外から下田小学校や浮島小学校に就学している児童が、就学先を城島小学校に変更する場合は、下田地域若しくは浮島地域の発着場所からバスに乗車する場合は乗車可能とします。

この場合、バス乗降場所までは、保護者の責任において送迎等を行っていただきます。

【保護者部会】

特に意見無し。

### 4 その他

#### 下田小学校及び浮島小学校の施設の利活用について

本格的な利活用については、地域及び市で構成する「小学校跡地活用等検討委員会」において、校区ごとに検討を継続していきます。

なお、令和3年度については、指定避難所や投票所のほか、これまでの地域利用の継続を基本とします。

【保護者部会】

特に意見無し。

## 下田地域及び浮島地域におけるスクールバス運行基本方針（案）

\* 波線部分は、前回から変更した部分。

### 1 スクールバスの乗車対象者の基準

小学校の統合に伴い、通学距離が長くなる、下田地域並びに浮島地域に住民登録をしている児童を対象とする。ただし、統合時点において、下田小学校並びに浮島小学校に在籍していた児童で、下田地域若しくは浮島地域の発着場所からバスに乗車する場合は例外とする。

### 2 運行の時間帯

- (1) 登校時は、7時30分から8時00分の間を基本に、保護者や学校等と協議のうえ決定する。
- (2) 下校時は、15時00分から16時30分の間を基本に、保護者や学校等と協議のうえ決定する。
- (3) 学校運営上、登下校の時間が変更になる場合については、予め運行時間を保護者に周知し、スクールバスを運行する。

### 3 運行ルートの設定基準

- (1) 乗車対象児童を乗車させるにあたり、安全かつ最も効率的なルートとする。
- (2) ルートを設定する際は、保護者や学校、地域、運行業者などの関係機関と協議のうえ決定する。

### 4 車両の選定基準

- (1) 車両は、乗車対象児童を乗車させるにあたり、地域の道路事情なども踏まえた最小の大きさの車両とする。
- (2) 台数については、運行時間帯内に設定した運行ルートを走行し、乗車対象児童を送迎可能な必要最低限の台数とする。
- (3) 乗車対象児童が着席し、シートベルトが着用できる座席数があること。

### 5 災害時等への対応

スクールバス運行にあたり、保護者、地域、学校、運行業者、市教育委員会とで、災害時等への対応マニュアルを作成する。

### 6 スクールバス運行内容等の再確認

令和3年4月以降に新たに組織する協議体において、毎年度末までに、翌年度のスクールバスの運行について、児童数などの状況を踏まえた内容に即しているかなどの再確認を行う。

